



納税でお困りの方は お気軽にご相談ください

「税」は市民の生活を支えるため、広く、公平に納められることが必要です。憲法でも「納税」を国民の義務として定めています。

一方、生活の中では、納期限までに納付できない事情が起こり得ます。そういう場合の、納税の猶予や減免などについて紹介します。

お困りの方は、お気軽にご相談ください。

◆納税の猶予

震災、風水害や火災などの災害にあつたり、「病気や負傷で働けない」「倒産や解雇により失業した」などの事情がある場合には、納税計画を確実に守ることを条件として、1年間を限度に、納める時期を先に延ばしたり、税を分けて納めることができます。

◆市税、延滞金等の減免

災害にあつたり、生活保護を

受給するなど、市税を納めることが困難で特別な事情がある場合は、その状況に応じて市税、または延滞金を減免する制度があります。

※固定資産税減免の改正

生活保護受給者等を適用の要件としていましたが、改正により、世帯の収入額が一定の基準以下に該当する納税者は、自己居住用の土地、家屋に限り減免することができるようになりました。

詳しく述べ、税務課資産税係に問い合わせください。

◆滞納と延滞金

定められた納期限までに納税しないことを「滞納」と言います。滞納になると、税務課では督促状を送付し、納付を促します。「つい、うつかり」納付するのを忘れていても同様です。それでも納付されないと、催告書を送付したり、電話したり、職員が直接自宅を訪問したりし

て納付を促します。
滞納した場合は、納期限までに納めた納税者との公平性を保つため、本来納める税金のほかに延滞金も併せて納めることになります。

【延滞金の率】

・納期限の翌日から1カ月間：年4・5%（平成21年）
・1カ月後から納付までの期間：年14・6%

【口座振替納付済通知書】は希望者への発送となります
口座振替による、市税等の引き落し結果の通知「口座振替納付済通知書」を毎年1月中旬に発送していましたが、今年度より希望者のみへ発送することになりました。送付を希望する方は、早めにご連絡ください。

※同通知の内容は、平成21年中で納付を促します。
滞納した場合は、納期限までに納めた納税者との公平性を保つため、本来納める税金のほかに延滞金も併せて納めることになります。

広報にかほ 21.11.15

生活環境情報 No.8

◆セーフティロード にかほ

（午後4時からライト&

乗つたらベルト！）

秋から年末にかけては日没が早くなり、交通事故が増加する傾向にあります。

『午後4時を目安としたライト点灯』と『シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底』を心がけましょう。

【オレオレ詐欺】

家族のフリをして電話をかけてきて「トラブル解決のため至急お金を振り込んでほしい」というようなさまざま理由でお金を要求してきます。

全国的に被害件数・金額は減少傾向にあるものの、被害者はまだ続発しています。

携帯電話を使ってATMでお金を振り込むよう言われたり、エクスパックでお金を送金するよう言われたら、100%振り込め詐欺だと考えて間違いありません。そのような「お金を振り込んで」電話がきてしまつたら会話の途中でも構いませんのでいつたん切りましょう。そ

◆にかほ市ごみ・リサイクルカード（象潟版）の訂正について

の後、警察（☎43・2935）に相談してください。

象潟地域の10月21日(水)（あきカン）、26日(月)（燃えるごみ）、27日(火)（ペットボトル）、29日(木)（燃えるごみ）、12月28日(月)（燃えるごみ）の下部の文字が消えていましたが、収集は通常どおりに行います。10月について、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

◆不法投棄されたごみの撤去を行いました。

10月27日(火)に秋田県産業廃棄物協会、由利地域振興局のご協力で、仁賀保地区の水沢山中にある不法投棄されたごみの撤去を行なうことになりました。
不法投棄は犯罪です。「5年以下の罰金に処し、またはこれを併科する」。にかほ市ではこれからも、不法投棄の防止対策を実施し警察と協力しながら不法投棄者を摘発します。

にかほ市ごみ減量・リサイクル促進ボスター コンクール入賞者

★小学生の部（敬称略）

最優秀賞 早道 遥（小出小6年）

優秀賞 菅原 美穂（釜ヶ台中3年）

須藤 有貴（釜ヶ台中3年）

齋藤 静香（象潟中2年）

熊谷 杏菜（釜ヶ台中3年）

齊藤 真由子（象潟中3年）

★中学生の部（敬称略）

最優秀賞 入選 菅原 美穂（象潟中3年）

三浦 万季（釜ヶ台中2年）

斯波菜々美（象潟中2年）

森 舞子（象潟中2年）

阿部 愛永（象潟中2年）

琴音（象潟中2年）

・相談・受付の窓口
・税務課☎43・7505
・仁賀保市民サービスセンター☎32・3030
・金浦市民サービスセンター☎38・4300

・通知書の発送時期
受付期間 平成22年3月15日(月)
座振替された結果です。
・1月1日～12月31日)に口

・受付方法 次の窓口へ直接また
督促状や催告書等で納付を促
したもの関わらず、市税を滞納
したままでいると、大切な市税
を確保するために、やむを得ず
滞納している方の財産（給料・
不動産・預貯金・自動車・家財
(動産)など）を差し押さえ、
その財産を公売するなどの滞納
処分を行うことになります。

・通知書の発送時期
受付期間 平成22年1月18日(月)
座振替された結果です。
・1月1日～12月31日)に口
は電話で申し込みください。
※窓口で申し込みの場合も郵送
で発送します。

・受付方法 次の窓口へ直接また
督促状や催告書等で納付を促
したもの関わらず、市税を滞納
したままでいると、大切な市税
を確保するために、やむを得ず
滞納している方の財産（給料・
不動産・預貯金・自動車・家財
(動産)など）を差し押さえ、
その財産を公売するなどの滞納
処分を行うことになります。

・通知書の発送時期
受付期間 平成22年1月18日(月)
座振替された結果です。
・1月1日～12月31日)に口
は電話で申し込みください。
※窓口で申し込みの場合も郵送
で発送します。